

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、組合員等が感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のために労務に服することができなかった期間について傷病手当金を支給します。（支給は一定の要件を満たした場合になります。）

1 支給対象者

給与等の支払を受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない方

2 支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間のうち就労を予定していた日

3 支給額

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3 × 日数

*1日当たりの支給額は、日額30,887円（令和2年3月現在）

*給与等が支払われていた場合は、支給額が減額されます。

4 適用期間

令和2年1月1日～同年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間

*入院が継続する場合等は最長1年6月まで

5 その他

- ・ 医療従事者が、新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となり、傷病手当金は支給されません。
- ・ 発熱等の症状がなく働くことができたが、新型コロナウイルス感染防止のため事業所が休業した、または、家族が感染し濃厚接触者となり自宅待機となった等により働けなかった場合は対象になりません。
- ・ 個人事業主の家族で、青色事業専従者及び白色事業専従者の給与の支払いを受けている方も支給対象となります。
- ・ この傷病手当金を支給したときは、従来の傷病手当金（1種・2種組合員が病気やケガにより入院した際の傷病手当金）は支給されません。

* 申請方法につきましては、事務局までお問い合わせください。